

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・ 当社グループは、経営の公正性と透明性の向上およびこれに対する監督機能の充実並びに積極的な情報開示が企業経営にとっての最重要課題であると認識しており、取締役会の活性化、監査役機能の充実、経営状態のタイムリーなディスクロージャー、投資家向けIR活動の活発化などに注力しております。

また、企業活動において法令遵守、倫理性を確保し、コンプライアンス体制を確立するためには、経営陣自らが経営管理組織および社内規律を通じ率先垂範してそれらの浸透を図る必要があると考えております。

今後ともコーポレートガバナンスについては「経営者自らが透明性を確保し、説明責任を果たしていく姿勢こそが重要」との基本認識の下、さらに如何にその質を高めていくかということを常に念頭に置いて経営に取り組み、開かれた企業として広く企業活動を通じて社会への貢献を目指してまいります。また、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を適切に理解し、当社に相応しいコーポレートガバナンス体制の確立を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

・ 当社は、機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境の構築が重要であると考えております。

今後は、当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率などを勘案し、時宜をみて議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳の実施を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

以下で使用する用語の定義については、次のとおりとします。

- ・ 経営陣 … 代表取締役・業務執行取締役(執行役員兼務の取締役)・執行役員
- ・ 経営陣幹部 … 代表取締役・業務執行取締役(執行役員兼務の取締役)
- ・ 役員 … 代表取締役・取締役・監査役・執行役員

【原則1-4】

1. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、事業戦略、取引の維持・強化などの保有目的に合理性があると認められる場合に上場株式を政策的に保有します。

また、政策保有株式については、当社を取り巻く事業環境の変化の中で、毎年、取締役会において中長期的な経済合理性などについて検証して、保有継続の可否を見直しております。

2. 政策保有株式に係る議決権の行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、当社の政策保有に関する方針に適合するかどうか、政策保有株式の発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかの観点などから経営陣幹部が総合的に判断しております。

【原則1-7】

・ 当社は、取締役の競業取引および利益相反取引については、法令および取締役会規程に基づき取締役会の承認を得ることとし、当該取引を行った場合には、重要な事実を取締役に報告することとしています。

また、その他主要株主等との取引などについても、必要に応じて同様の手続きを行うことしております。

【原則3-1】

・ 当社は、(A)～(E)の事項について、下記のとおり情報開示を行っております。

(A) 経営方針については、当社ホームページおよび決算短信等において開示しております。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営指標として1株当たり当期純利益(EPS)150円以上、自己資本当期純利益率(ROE)10%以上を掲げております。

なお、具体的な経営戦略については、当社ホームページ、株主総会招集通知・決算短信・有価証券報告書の対処すべき課題などにおいて開示しております。

(B) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等については、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

* (C)～(E)に関し、経営陣幹部とは、執行役員を兼務する取締役が該当し、取締役の中に経営陣幹部が含まれています。

(C) 当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、本報告書の「取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(D) 取締役候補・監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、以下のとおりです。

(1) 取締役候補の指名については、下記の基準を勘案したうえで、代表取締役社長が提案し、取締役会において審議・承認しております。なお、このような重要事項については、代表取締役社長と社外取締役との会合において意見交換を行います。

〈取締役候補の指名基準〉

- a. 中長期的な企業価値の向上に貢献できる能力を有していること
- b. 企業統治に関する知見を有していること
- c. 取締役会の重要な役割・責務である監督責任を果たす知見・能力を有していること
- d. 社内出身の取締役候補については、当社グループの業務に関する知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握して職務を遂行できるバランスと決断力を有していること
- e. 社外取締役の候補については、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていること。また、独立社外取締役の候補については、当社の独立性判断基準を満たしていること

(2) 監査役候補の指名については、下記の基準を勘案したうえで、代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得たうえで、取締役会において審議・承認しております。

〈監査役候補の指名基準〉

- a. 企業統治に関する知見を有していること
- b. 内部統制やコンプライアンスなどの観点から経営監視の責務を果たす能力を有していること
- c. 財務および会計に関する相当程度の知見、または得意とする専門分野における能力・知識・経験を有していること
- d. 社内出身の監査役候補については、当社グループの業務に精通し、高度の情報収集力を有していること
- e. 社外監査役候補については、会社法に定める社外監査役の要件を満たしていること。また、独立社外監査役候補については、当社の独立性判断基準を満たしていること

(E) 平成27年6月の株主総会における取締役および監査役候補は、原則3-1(D)の方針に従い、当社取締役・監査役として十分な資質を有する人物と判断し、決定しております。なお、各候補の略歴および社外取締役ならびに社外監査役に係る候補の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】

・ 取締役会は、経営に関する戦略的な方向付けを行っており、その方向付けを踏まえて取締役会決議事項以外の個別の業務執行に関する決定権を経営陣に委ねております。なお、取締役会決議事項については、取締役会規程および取締役会付議基準において、その内容を明確に定めております。

【原則4-8】

・ 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる独立社外取締役2名を選任しております。

【原則4-9】

・ 取締役会は、会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準を独立性判断基準としており、これに基づいて独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1】

・ 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は、以下のとおりです。

1. 規模については、当社の現状の規模から、定款において取締役の員数を13名以内と定めております。
2. 知識・経験・能力のバランス、多様性については、生産・調達・開発・営業などの主要部門に関する業務に精通し高度な専門的知識と業務執行スキル・組織マネジメント力を有している社内取締役を中心に構成するとともに、これに加え、株主等の客観的視点から実効的な経営監督機能が果たせる社外取締役を複数名選任します。

なお、取締役の選任に関する方針・手続は原則3-1のとおりであります。

【補充原則4-11-2】

・ 当社は、社外を含む取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数を合理的な範囲にとどめることとし、兼任状況については株主総会招集通知および有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3】

・ 当社は、代表取締役社長と社外取締役および監査役との意見交換を通して、取締役会の実効性の分析・評価を行っております。平成27年度においては、取締役会の運営状況、経営陣幹部の選解任・報酬に関する考え方、業績・経営計画に関する事項を中心に意見交換を行いました。この意見交換の結果、「取締役会は、その役割・責任を果たすための体制が整備されて適切に運営されている」ことを確認しており、取締役会の実効性は確保されています。

【補充原則4-14-2】

・ 当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を以下のとおり設定しております。

1. 企業経営に必要な法律やコンプライアンスを踏まえた経営管理能力の養成およびリーガルマインドの向上を図ります。
2. 市場動向等の環境変化への対応力の強化や当社業務に対する専門的知識の深化を図ります。

【原則5-1】

・ 当社は、下記の「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」に基づき、総務部・財務部担当の取締役が中心となって株主・投資家等との建設的な対話を促進するための体制を整備するとともに、社内の各部門と連携して情報収集や各種施策の状況把握を行うなど、対話が充実したものとなるよう努めています。

また、株主総会を株主との対話における重要な機会と位置付け、株主の質問に対し、真摯な姿勢で説明責任を果たします。

〈方針〉

1. 総務部・財務部担当の取締役がIR業務を管掌します。
2. 各部門の連携については、総務部・財務部のみならず、経営企画部・人事部等のIR活動に関連する部門が積極的に連携して情報整理を行うなど、充実した対話のための準備を行います。
3. 機関投資家に対しては、決算説明会を年2回開催し、決算情報のほか会社の方針・戦略等について説明します。また、個人の株主・投資家に対しては、個人投資家向けのIRイベントなどを通じて、決算情報のほか会社の方針・戦略等について説明します。
4. 上記3の説明会等における質疑内容や機関投資家から寄せられた意見等は、必要に応じて取締役会や経営会議等の社内重要会議にて報告・検討し、今後の当社経営に活かします。
5. 株主・投資家等との対話に際して、総務部・財務部担当の取締役をはじめとするすべての対応者は、未公表の重要な内部情報(インサイダー

情報)が外部へ漏洩することがないよう、「内部情報管理規定」に基づき、情報管理責任者と連携して情報管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,312,200	11.55
銀泉株式会社	2,617,120	7.01
住友林業株式会社	2,572,900	6.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,024,586	5.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,871,200	5.01
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,604,100	4.30
住友商事株式会社	1,602,300	4.29
株式会社三井住友銀行	1,597,200	4.28
JP MORGAN CHASE BANK	1,407,665	3.77
住友生命保険相互会社	1,040,900	2.79

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期 3月

業種 ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安井 金丸	公認会計士								△			
八木 清文	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安井 金丸	○	安井金丸氏は、平成19年8月から平成25年6月まで当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人において代表社員をしていました。	安井金丸氏は公認会計士としての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有し、企業経営や内部統制にも精通しており、また一般株主等の客観的視点に基づいた経営監督の役割を果たすことも可能と判断し独立役員に指定しました。なお、同氏は左記のとおり、過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の代表社員でありましたが、同監査法人は法に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施しており、また当社が同監査法人に支払っている報酬額については同監査法人の総報酬額の規模に比べ極めて少額であることから、「多額の金銭その他財産を得ている会計専門家」には該当せず、独立性は確保さ

			れており、一般株主と利益が相反することはないと判断しております。
八木 清文	○	—	八木清文氏は弁護士としての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有し、企業法務やコンプライアンスにも精通しており、また一般株主等の客観的視点に基づいた経営監督の役割を果たすことも可能と判断し独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、当社の本社、工場への毎期定期的な往査、営業所及び支店についての循環的な往査、重要な連結子会社への毎期ごとの往査を実施しております。（その他の子会社については重要性を考慮し、ローテーションにより往査を実施）

監査役は、監査の実効性を挙げるため、次のとおり積極的に意見交換及び情報の交換を行っております。

a. 定期打合せ・・・年12回（監査基本計画説明会、四半期レビュー概要報告会、期末監査概要報告会、報酬協議時における意見交換、会計監査人と監査役との情報交換会など）

b. 随時打合せ・・・会計監査人の監査立会（内部統制の監査を含む。当社の本社、工場等、子会社の往査への同行、実地棚卸立会同行、実査立会同行）時における意見交換、子会社監査結果報告の聴取・意見交換等

c. 三様監査打合せ（随時）・・・会計監査人、監査役、内部監査室による監査の実効性を高めるための三様監査のあり方についての打合せ

内部監査室は、代表取締役社長直轄の下、当社の管理体制、内部牽制体制など、内部統制システムが有効に機能しているかのチェック・評価・是正指導を実施しており、毎月代表取締役社長宛監査報告がなされております。

監査役も毎月内部監査室との打合せを実施し、内部監査室より監査結果の聴取及び監査役側からの情報提供を行うほか、内部監査室の往査にも必要に応じて立会うなど、緊密な協力・連携の維持に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田尻 直樹	他の会社の出身者													
小谷津 久	他の会社の出身者							△						
杉浦 勝美	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田尻 直樹	○	—	田尻直樹氏は事業法人の経営者・監査役としての経験や経理部門における業務経験が豊富で幅広い見識を有しており、また一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことも可能と判断し独立役員に指定しました。
小谷津 久		小谷津 久氏は、平成14年9月以前に当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者を、また平成14年10月から平成28年6月まで三井住友フィナンシャルグループのグループ会社の業務執行者をしておりました。	小谷津 久氏は独立役員に指定していませんが、事業法人の経営者としての経験や金融機関における業務経験が豊富で幅広い見識を有しており、社外監査役として適任と判断しました。
杉浦 勝美	○	—	杉浦勝美氏は国税局において税務署長・調査部長等を歴任し、税理士としての専門的な知識・経験も豊富で幅広い見識を有しており、また一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことも可能と判断し独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、株式報酬型ストックオプションを採用しております。当該制度は、会社法361条に基づき、取締役に対して新株予約権を年額1億円以内の範囲で割り当てることにつき、平成20年6月25日の定時株主総会において決議されたものです。

これは、当社の取締役に対して、企業価値の持続的な向上を意識した経営をより迅速に推進するため、報酬と当社の企業価値との連動性を強めて株主と利害を一致させることにより、業績向上・株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として新株予約権を割り当てるものです。

(1) 新株予約権の総数および目的である株式の種類および数：

新株予約権の個数は、1,000個を1年間の上限とします。新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とします。従って、目的である株式の数は、100,000株を1年間の上限とします。なお、当社が合併、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

(2) 新株予約権の行使時の払込金額：

各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(3) 新株予約権の行使期間：新株予約権の割当日から35年以内で、当社取締役会が定める期間とします。

(4) 新株予約権の行使の条件：

新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとし、その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定するものとします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

なし

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

役員報酬:取締役14名の報酬等の額306百万円(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
報酬等の額には、取締役賞与の支給総額およびストックオプションの報酬額としての新株予約権の費用計上額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役(社外取締役を除く)については、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進するため、月例定額報酬を基礎とするとともに株式報酬型ストックオプションを併せて採用し、また、業績向上の意欲を高めるため、各期における業績等を勘案して賞与を支給するものであります。社外取締役については、コーポレートガバナンスの要として経営監督等を行い、監査役については経営監視等を行うため、月例定額報酬のみとしております。

その内容は、取締役の月例定額報酬および株式報酬型ストックオプションは取締役・執行役員の役位および常勤・非常勤の別を、監査役の月例定額報酬は監査役の常勤・非常勤の別をそれぞれ基準とし、取締役の賞与は月例定額報酬を基準としつつ各期における功労等を勘案して加減算するものであり、いずれも株主総会で決議された範囲内において、取締役につきましては取締役会で、監査役につきましては監査役の協議でこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役を補佐する担当者を置いておりませんが、取締役会の事務局を担当している総務部が取締役会資料等を事前に送付するとともに、社内監査役・内部統制部門(総務部・財務部など)の協力・連携の下、必要に応じて情報を電話や電子メールで報告する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会機能の充実活用こそが経営にとって最も重要であると考えております。取締役会は毎月1回定期的に開催し、重要案件については必要に応じ臨時取締役会を開催しております。決議を要する事項については、「取締役会規程」とは別に詳細を定めた「取締役会付議基準」をベースにして重要事項を全て付議しており、この付議基準は職務権限規定ともリンクさせて全社員に公開して、ガラス張り運用するようにし、さらに、基準に該当しない場合でも「経営情報や各部門の動向を共有化」という観点から必要と思われる事項は幅広く付議または報告を行うて、議論し対策等を検討しております。

また、取締役会は業務執行を監督する機関として、逐次業務執行の状況につき報告を受け、チェックしております。

さらに、取締役の一部を中心に構成される「経営会議」を月1回以上開催し、取締役会と連携して経営上の主要課題につき審議を行っております。

監査体制としては、監査役・内部監査・会計監査人の三様監査の連携と機能強化を目指しており、特に監査役監査においては、監査役の重要情報へのアクセス保証に配慮(常勤監査役には、社内規定で定める重要稟議を全て事前に回付する等)するとともに、子会社監査役とも定期的に意見および情報交換を行うことにより、当社グループ全体の監査品質の向上に努めてまいります。

また、株主等の立場から客観的な視点に基づいて経営の監視を図るべく、監査役関係の箇所に記載のとおり、税理士、金融機関・事業法人等の元経営者などの社外監査役3名を選任しております。このうち2名については、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、役員との責任限定契約に関しては、当社は、社外取締役および社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役および当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を各社外取締役および各社外監査役との間で締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、これは、当社の事業がほぼ単一業種であり、かつ当社程度の規模では、業務と社内事情に精通した2名の社内監査役と、豊富な経験・識見を持つ3名の社外監査役により、監査は充分機能しており、これが最適な形態だと考えるからであります。

また、社外取締役2名を選任しており、取締役会において、取締役による経営判断や業務執行状況の妥当性に係るチェック機能を果たすとともに、質問・問題提起・助言等を行うことにより、取締役会の活性化に努めております。また、監査役会や内部統制部門とも連携して経営監督機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年6月株主総会については、第一集中日の4営業日前に実施。
その他	事前録音方式のナレーション・ビジュアル画像で報告事項の一部をわかりやすく説明。 当社ホームページに招集通知を掲載。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポに参加。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会年2回(5月・11月)。機関投資家との面談は随時実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に「投資家情報」を設けるとともに、決算短信や説明会資料も掲載。決算説明会の内容を動画配信することにより、個人投資家にもご覧いただけるようになっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部(主に機関投資家・アナリスト)および総務部(主に個人、ホームページ他資料作成)が担当。	
その他	名証IR懇談会に参加。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「素晴らしい人間環境づくり」のスローガンのもと、「お客さま本位の姿勢」「創意開発」「明るい風通しのよい職場づくり」を経営の基本理念として、株主・取引先・社員など、当社グループを支えて頂いている全ての関係者の信頼と期待に応え、共に栄えることを日々の経営活動の指針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	前述のスローガンに基づき、当社は端材・廃材を全国各地から回収し再生利用するリサイクルゼロエミッション化に積極的に取り組むなど、「環境との共生」を重要な経営課題の一つと位置付けており、また社会問題となりましたアスベスト(石綿)につきましても、昭和56年に業界に先駆けて全製品で無石綿化を実現しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	地元住民との積極的対話は勿論、取引先向けニュース誌、社内報、ホームページ、全国主要都市に展開するショールームなど、あらゆるチャンネルを使って当社の最新情報を発信していく方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法・会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」については、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループにおけるコンプライアンスを一層推進し、その実効性を上げるため、当社は、取締役会の直結組織として、特定の取締役をコンプライアンス担当役員に選定し、同担当役員が委員長を務める「コンプライアンス推進委員会」を設置する。

また、コンプライアンス関連規定を整備し、「ニチハグループ行動指針」等の全員配付および教育・研修等により当社グループの役員・使用人への徹底を図る。

イ. コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスへの取組みを当社グループ全体に亘り組織横断的に統括するとともに、コンプライアンス推進に関する各種施策を立案・実施し、コンプライアンス意識の醸成、教育・啓発に努め、コンプライアンス経営の強化を図る。

ウ. 当社の監査役ならびに代表取締役社長直轄の内部監査室は、協働あるいは単独で内部統制の有効性の検証を行う。

エ. 法令違反・社内諸規定違反など不正行為等の早期発見と是正を行うために、内部通報制度「ニチハグループ・コンプライアンス・ホットライン」を導入して、内部監査室および弁護士事務所に通報窓口を設置する。コンプライアンス推進委員会は、通報窓口等を通じて内部通報等の報告を受けたときは、事実関係を調査したうえで、法令違反等が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止措置を講じる。

オ. 当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. 当社は、法令および社内規定(主として「文書取扱規定」)に基づき、該当文書等の作成・保存を行う。文書保存年限については、重要文書は原則10年、特に重要なものは永久保存とし、文書保存年限表において個別具体的に定める。

イ. 情報の管理については、「内部情報管理規定」「個人情報保護規定」「営業情報管理基準」等に基づき厳正に運営する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、取締役会直結の組織として、代表取締役社長を当社グループ全体に亘るリスクに関するリスク管理統括責任者とする「リスク管理委員会」を設置する。

リスク管理委員会は、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することを目的とし、まず最優先課題として、現在の外部環境・内部環境を踏まえて、当社グループに内在し経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるあらゆるリスク(短期的および長期的リスク)を洗い出し実態の把握を行う。

イ. リスク管理委員会は、定期的に各事業部門におけるリスクの把握、体制の整備に係る進捗状況や、個別事案の検証結果をレビューして取締役会に報告し、共通認識として議論したうえで、次の段階として、最優先課題として認識された重要リスクに対しては、リスク管理委員会のもとに各種専門部会を設けることによって、リスク未然防止のための対応策、リスクが現実化した場合の対処方法をより具体的に定めるなど、順次リスク管理体制の構築を進めていく。

(4) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する。決議を要する事項については、「取締役会規程」とは別に詳細を定めて役員・使用人全員に公開している「取締役会決議事項付議基準」に基づき、ガラス張り運用する。また、取締役の一部を中心に構成される経営会議を月1回以上開催し、個別経営課題を実務的な観点から協議する。

イ. 当社の取締役、執行役員および使用人の職務執行に当たっての役割分担および決裁体制については「職務分掌規定」「職務権限規定」等で詳細を定める。

ウ. 当社は、執行役員制度を有効に活用し、

a. 取締役は、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化など本来果たすべき役割に特化し、経営機能をより一層充実させる。

b. 業務執行権限を取締役から執行役員に大幅に委譲し、執行責任・報告義務を明確化することにより、業務執行の効率化を図っていく。

エ. 当社は、子会社の自主性を尊重し、かつ緊密な連携を保ち、「関係会社管理規定」に基づき、経営上の重要事項については事前に子会社と協議するとともに、管理基準等に従って効率的なグループ経営が行われるよう管理を行う。

オ. 当社は、子会社に取締役・使用人の職務分掌および職務権限に関するルールを整備させるとともに、適正かつ効率的に運用されるよう管理を行う。

(5) その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき経営企画部を中心に行っている子会社のモニタリングをさらに強化する。具体的には、各子会社の経営上の重要事項に関する当社への報告や承認のルールを定める「関連会社職務権限」の見直しを行う。

イ. 当社の監査役が自らまたは子会社の監査役と協働して連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるように図るとともに、会計監査人および内部監査室との緊密な連携等の的確な体制を構築する。

ウ. 当社は、定期的に重要事項に関する職務執行状況を子会社に報告させる。また、子会社は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに当社に報告を行う。

エ. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、株主総会・取締役会に関する事項や業績・決算に関する事項を定期的に文書により子会社に報告させる。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を責任者とする財務に係わる内部統制システムを構築し、財務報告に重要な虚偽記載が生じることがないように、内部監査室が予防および牽制機能の整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば是正していく体制の維持、向上を図る。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、現在のところ監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、将来必要となり監査役が求めた場合には、取締役はその意向を尊重するものとし、その場合当該使用人の選解任については、監査役会と事前に協議のうえ決定するものとする。

また、当該使用人を置いた場合には、当社は、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8) 当社および子会社の取締役・使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ア. 当社グループの役員・使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれ

ある事実があることを発見したとき、あるいはその旨の報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。

イ. 当社の監査役は、決算関係書類、稟議書、各種会議の議事録、その他業務執行に関する重要な文書を関係部署からの直接送付または回覧等により閲覧し、必要に応じて当社グループの役員・使用人から直接説明を求めるとする。

ウ. 内部監査室は、当社グループの役員・使用人から報告を受けた場合には、適時適切に当社の監査役に報告する。

エ. 当社は、監査役および内部監査室に報告を行った当社グループの役員・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、監査役が取締役会への出席はもとより、意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、代表取締役や内部監査室とも定期的に打合せ、情報交換を行うことができるよう体制を整備することとし、取締役会はこれを担保する。

イ. 監査役が、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期打合せや随時意見交換、情報交換を行うなど緊密な連携を図っていくことができるよう的確な体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況は、下記のとおりであります。

・当社は、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、金銭による解決を図るようなことはしない。また、反社会的勢力の活動を助長する行為は一切行わない」ことを基本方針として定め、全員配付・携帯用の「行動基準」にこれを明記して、周知徹底を図っております。

・実際の運営に当たっては、総務部を対応統括部署として、不当要求防止責任者(部長代理クラス)を設置し、当該責任者を中心に反社会的勢力に関する内外からの情報の収集・管理・周知を行っておりますが、主な対応状況は次のとおりであります。

1. 日常的には、当社が会員となっている愛知県企業防衛対策協議会(企防協)、暴力追放愛知県民会議等との連携を密にし、その研修会や部会等に出席して情報収集・交換を行っております。特に企防協との間では、不当要求等の事態発生や社内からの疑義問い合わせの都度、報告・照会してアドバイスを受けフィードバックを行うとともに、他社での不当要求事例等の連絡を受けた時は、速やかに全社(子会社を含む)に注意喚起を発信し、情報を共有化することにより、被害の水際防衛に努めております。

2. また、顧問弁護士にも折に触れて相談し助言・支援を受けており、暴力団等のバックの有無に拘わらずクレーム絡み等の常軌を逸した要求の場合には、代理人として交渉窓口を委任するなど、恫喝に屈して法的根拠のない金銭を支払うことのないよう、徹底を図っております。

3. 社内での周知徹底方法としては、上記の他に、当社における事例を盛り込んだ「不当要求事案とその対処法」と題する対応マニュアルを作成して社内LANに掲載し、全員が利用できるようにするとともに、社内勉強会にも当該講座を設け、必要に応じて総務部員が講師となって随時研修を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

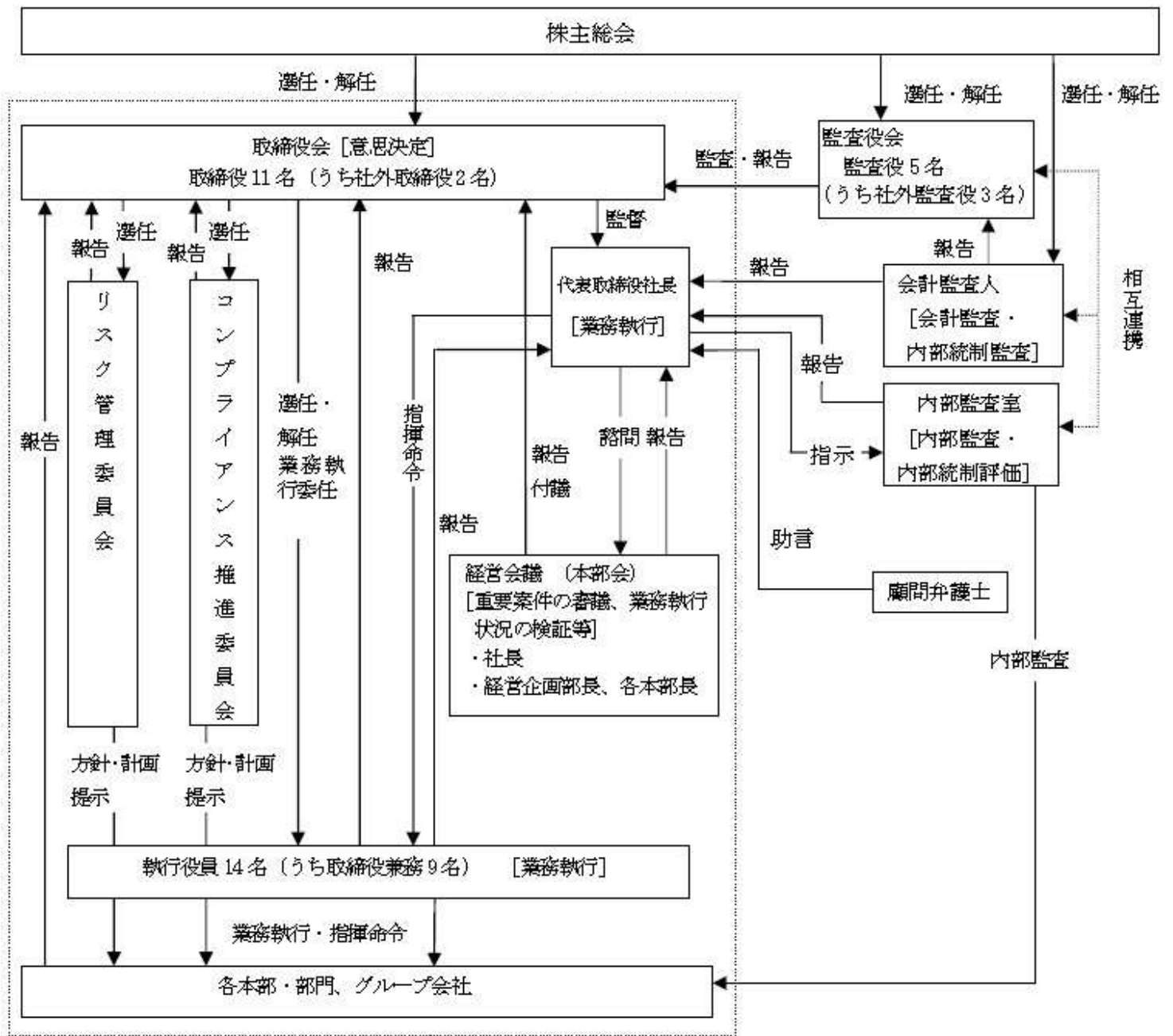
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資家に対して適時適切な会社情報の開示を行うことが、上場会社の果す責任であると認識しております。そのため金融商品取引法の「企業内容等の開示制度」および株式会社東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従い重要な会社情報の正確かつ公平な情報開示に努めております。

<コーポレート・ガバナンス体制>



〈 適時開示体制の概要〉

【 重要な意思決定事実 】

【 決算に関する情報 】

【 重要な発生事実 】

